

令和5年度 第2回国見町総合計画審議会 次第

日時：令和6年2月16日（金）

午後3時00分～

場所：国見町役場 議場兼多目的ホール

1 開 会

2 町長あいさつ

3 役員選出

4 審 議

① 令和6年度国見町当初予算案の概要について

② 令和4年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）
効果検証について

③ その他

5 閉 会

（配布資料）

資料1 令和6年度当初予算のポイント

資料2 令和6年度個別の主要施策の概要

資料3 令和4年度デジタル田園都市国家構想交付金効果検証シート

国見町総合計画審議会委員名簿

(任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日)

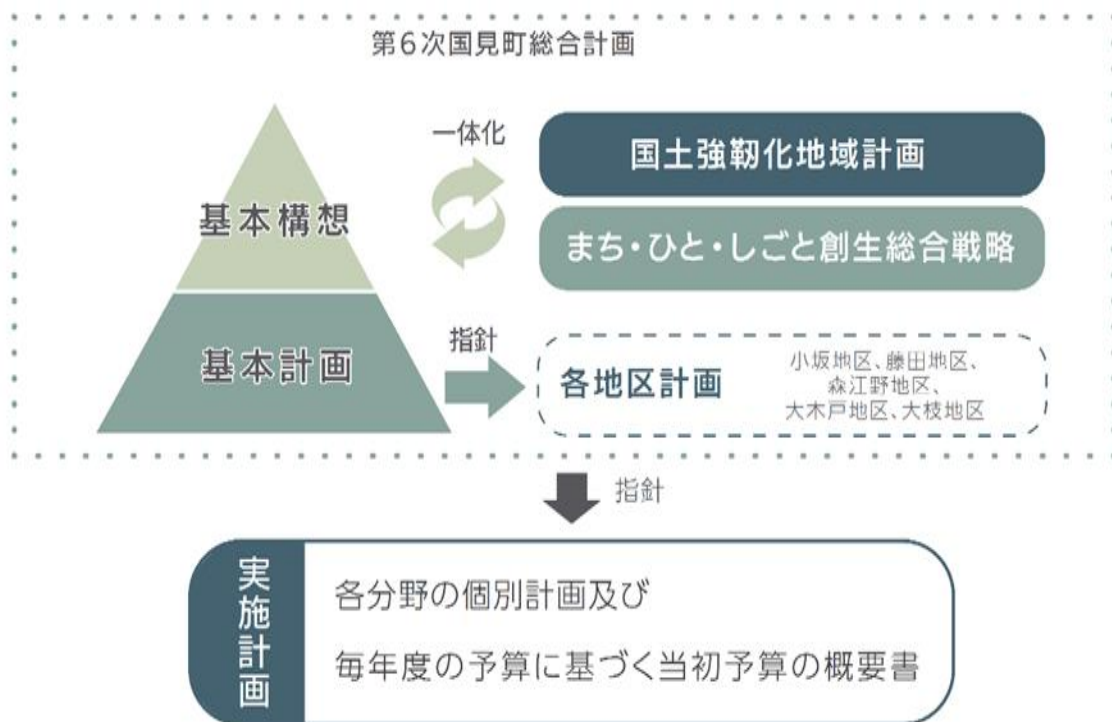
No.	氏 名	団 体 名
◎条例第4条第1項第1号委員（町議会議員）		
1	佐 藤 孝	国見町議会産業建設常任委員会
2	蒲 倉 孝	国見町議会広報常任委員会
◎条例第4条第1項第2号委員（関係する機関及び団体の役職員）		
3	高 橋 一 博	国見町選挙管理委員会
4	八 島 富 一	国見町農業委員会
5	中 村 裕 美	国見町教育委員
6	佐 藤 博 之	国見町消防団
7	佐 藤 弘 利	国見町町内会長連絡協議会
8	菊 地 千津子	国見町民生児童委員協議会
9	寺 島 長 司	国見町介護保険運営協議会
10	村 木 陽 子	国見町健康推進員協議会
11	菊 地 信 七	国見町生活環境推進員協議会
◎条例第4条第1項第3号委員（知識経験を有する者）		
12	岩 崎 由美子	福島大学行政政策学類
13	穴 戸 喜 幸	公立藤田総合病院
◎条例第4条第1項第4号委員（住民や町内に勤務する者の代表）		
14	後 藤 好 美	国見町交通安全母の会
15	五十嵐 美 佳	手をつなぐ親の会
16	鈴 木 恵 子	JAふくしま未来
17	齋 藤 久美子	国見町商工会女性部
18	齋 藤 仁 志	国見町PTA連絡協議会
19	佐 藤 清 二	国見町文化団体連絡協議会
20	佐 藤 利 光	国見町体育協会
21	安 田 節 子	国見町婦人会連絡協議会
◎条例第4条第1項第5号委員（その他町長が必要と認める者）		
22	三栗野 万 帆	新規就農移住者

4 審 議

① 令和6年度国見町当初予算（案）の概要について

■ 第6次国見町総合計画の実施計画について

実施計画は、基本計画に定めた各施策を実現するための具体的な事業を示すもので、毎年の予算編成と深く連動する必要があり、毎年度の予算に基づく当初予算の概要書をもってその実施計画とすることで、全体の構成を簡素化し、策定にかかるコストや進捗管理にかかる作業を軽減するとともに、予算編成にかかるプロセスの簡素化を図ります。



■ 予算編成にあたって

令和6年度予算編成にあたり、第6次国見町総合計画に掲げる「命を大切に誰もが幸せに暮らせるまちくにみ」の実現のため、「6つのまちづくり」を推進するとともに、国見町過疎地域持続的発展計画の推進を図るべく、予算を編成しました。

※資料 1 令和6年度当初予算のポイント

※資料 2 令和6年度個別の主要施策の概要

② 令和4年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）効果検証について

■ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）について数値目標（KPI）による定量的評価などをもとに効果検証を行うこととしています。

※資料 3 令和4年度デジタル田園都市国家構想交付金効果検証シート

○国見町総合計画条例 ※抜粋

(審議会)

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、国見町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、総合計画の策定、変更及び推進について審議するほか、町政に関する重要な事項に関し、必要な調査及び審議を行うものとする。

(審議会の構成)

第9条 審議会は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者で構成し、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 関係する機関及び団体の役職員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 住民や町内に勤務する者の代表
- (5) その他町長が必要と認める者

2 委員は非常勤で任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が委嘱当時の前項第1号又は第2号の職を離れたときは、同時に委員の職を失う。この場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要があるときは、特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、識見を有する者その他適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

5 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(審議会の組織)

第10条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名により選任された副会長がその職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、会長及び副会長がともに事故あるとき又はともに欠けたとき若しくはともに定められていないときの会議は、町長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要により委員以外の意見を聴くことができる。

(会議の開催方法の特例)

第13条 会長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な会議の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した会議を開くことができる。

この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分配慮するものとする。